


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2012, 松井洋子

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2012, Yoko Matsui



日本における「日本史」 —「自国史」を語るいとなみ—

前近代日本における歴史叙述

松井洋子(史料編纂所)

「世界史」の世界史

- さまざまな「世界史」
歴史の見方、語り方は一様ではない
- 近代歴史学
 - ・学問としての歴史学 → 科学性 合理性
実証の重視
法則の発見
 - ・国家単位の歴史叙述

「自国史」「国史」

- 各国教科書の「世界史」「歴史」
「自国」↔ 他国？外国？世界？

日本における「日本史」 —「自国史」を語るいとなみ—

第6回(11月19日) 前近代日本における歴史叙述

近代歴史学以前の「日本史」／「自国史」は
誰にどのように認識され、語られてきたのか

第7回(11月30日) 明治政府の修史事業と史料編纂所

新しい国家体制の下で近代歴史学を学びつつ
「自国史」の編纂はどのような経緯をたどったか

1. 「日本」の成立 『古事記』『日本書紀』

- 中国の歴史書に出てくる「倭」「倭王」
『漢書』地理志 『後漢書』東夷伝 『魏志』(三国志魏書)倭人伝
→中国の皇帝から「金印」や「王」号を受ける
- 中華思想 冊封関係 朝貢
華夷の観念:文化の中心＝中華と周辺諸国＝蕃国・夷狄に
上下関係、君臣関係、の存在を考える
冊封関係:中国王朝が周辺諸国の支配者に王号や官位を
与え、君臣関係に位置づける
朝貢:周辺諸国が中国に使節を送り献上をする儀礼
- 中国の歴史書
「史」＝史官＝記録を司る役人 ⇒その書いたもの＝史
歴代の史＝歴史 ⇒歴代王朝の歴史
国家が編修した歴史・・・「正史」
紀伝体(本紀・列伝・表・志)／編年体

『古事記』『日本書紀』の編纂

●『古事記』(神代～推古)の編纂

①天武天皇の時代(r.673-686):

「帝紀」「旧辞」稗田阿礼に暗唱させ、定本作成(未完)

②711年元明天皇が命じ翌年正月太安万侶が献上

●『日本書紀』(神代～持統)の編纂

①620年(推古)「天皇記」「国記」「臣連伴造国造百八十部、
并て公民等の本記」を録す”

②681年(天武)「帝紀及び上古の諸事を記定せしむ」

③720年「これより先、一品舍人親王、勅を奉りて日本紀を修す。
是に至りて功成り、紀30巻系図1巻を奏上す」

⇒7世紀に天皇の命による歴史の編纂が始められ、8世紀の初めに「帝紀」「旧辞」を整理して文字で記録した『古事記』、中国王朝にならった国家の歴史として漢文編年体の『日本書紀』ができた。

『古事記』『日本書紀』が語るもの

- 記紀神話

イザナギ・イザナミ(国生み神話)／アマテラス・スサノヲ(天の石屋戸神話)／オホクニヌシ(出雲神話・国譲り)／ニニギ(天孫降臨・日向神話)カムヤマトイハレヒコ(神武東征・即位)

- 歴代天皇の治績(年月日、年の干支、日の干支)

ヤマトタケル(熊襲・出雲・東国の平定)
神功皇后(「三韓征伐」)

⇒・各地の神話を統合し、8世紀の天皇を中心とする律令国家及びその前身の大和政権が日本列島を支配するようになったことの正統性を説明する

・「日本」を東アジア世界の中の、中華思想に基づく小帝国として位置づける

2「六国史」から物語的歴史へ

- その後の「正史」: 六国史

天皇の勅命で撰国史所という臨時の役所を設けて編纂

『続日本紀』: 697～791(文武～桓武) 40巻 797年完成

『日本後紀』: 792～833(桓武～淳和) 40巻 840年完成

『続日本後紀』: 833～850(仁明) 10巻 869年完成

『日本文徳天皇実録』: 850～858(文徳) 10巻 879年完成

『日本三代実録』: 858～887(清和・～光孝) 50巻 901年完成

『新国史』・・・完成に至らず(朱雀迄)

- 歴史物語(天皇家と藤原氏の歴史、摂関政治の歴史)

『栄花物語』(村上～)かな・編年体(正編30巻続編10巻)

『大鏡』かな、紀伝体(天皇紀と藤原氏の列伝) ⇒「四鏡」

⇒律令国家の変質に伴う関心事の変化

叙述方法の変化 実録性と物語性

3 武家政権の歴史叙述：吾妻鏡

- 『吾妻鏡』：鎌倉幕府将軍の年代記

日本風の漢文

1300年頃の成立 編纂者は未詳

治承4年(1180)以仁王令旨～

文永3年(1262)宗尊親王帰京

写本の諸系統：52巻51冊／47巻47冊

- ⇒ 伝統的権力朝廷とその拠点である京都を意識しつつ、鎌倉の、東国の武家の視点から書かれた歴史書
＝ 武家の「我等の」歴史

4軍記物語 『太平記』と「太平記読み」

- 『太平記』: 鎌倉幕府滅亡から南北朝対立を描く
足利直義のもとで室町幕府の事業として校訂
作者未詳 1370年頃40巻がほぼ完成か
いく度もの増補・改編による錯綜した物語
多彩な情報を含む手引書、講釈で広まる
- 大運院陽翁『太平記評判秘伝理尽鈔』
「太平記読み」による解釈の広がり
出版による受容の拡大 共通認識の形成

⇒ 共通の物語 共通認識の拡大へ

5江戸時代の歴史書編纂

- 江戸時代:「書物の時代」 商業出版の成立
幕府による書物編纂、刊行
- 江戸時代の国家意識
ヨーロッパ人の来航、キリスト教との対峙
明清交替＝「華夷変態」 清＝夷狄の王朝
日本を中華とみなす「日本型華夷意識」
- 「儒教的史学」
大学頭林家を中心とする宋学＝朱子学
現実的 事実重視 ⇒実証・考証
合理的 理を重視 ⇒名分論
史論の展開
山鹿素行『中朝事実』
新井白石『読史余論』『古史通』『史疑』

江戸幕府の歴史書編纂事業

幕政・幕臣の歴史

『武功大成記』『東武実録』『朝野旧聞哀稿』

『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』

『徳川実紀』『通航一覧』『通信全覧』 …

日本の歴史 『本朝通鑑』

家綱、1662年に大学頭林家に正史編纂を命じる

神代から後陽成まで 新しい日本の通史を企図

林鶯峯を中心に林家邸内の国史館で編纂

漢文編年体 『資治通鑑』にならう 310巻1670年完成

⇒統一権力＝修史事業を行なう主体であることを明示

cf. 水戸藩による『大日本史』編纂

- 水戸藩徳川光圀が1657年に編纂を命じる
江戸藩邸に史局を開き、学者を集めて編纂
神武から後小松まで 397巻 完成は1906年
漢文紀伝体（本紀・列伝・志・表）「本朝の史記」
「将軍列伝」「家族列伝」「家臣列伝」
⇒ 武家政治を歴史的に位置づける工夫
- 三大特筆
神功皇后を皇后伝に、大友皇子を天皇として扱い、
南朝を正統とした。
⇒ 朱子学的名分論優先

6史料編纂という方法

- 1793(寛政5)年、『(塙)史料』の編纂開始
塙保己一(1746—1821)

賀茂真淵に学ぶ

半官半民の和学講談所を設立し『群書類従』を編纂
『六国史』に続く歴史の編纂を企画

887年(宇多)～1603(江戸幕府開府)の歴史
編年で史料の記述を列挙する方法

- 考証学の発展

儒学(朱子学・古文辞学)

国学・・・古典の原文をありのまま読む姿勢

清朝の考証学の輸入

7家と村と地域の歴史

- 「村方旧記」「年代記」

18世紀初め頃に成立、家や地域の歴史を叙述する

e.g. 河内国石川郡大ヶ塚村 河内屋可正(壺井五兵衛)

- 「由来記」「年代記」

「倭漢皇統編年合運図」と家の歴史をつなげる

- 「由緒」を語る／騙る

「家や村などが特定の政治権力や権威との関係を起点として、

自己を正当化する時の由来あるいは事由」

⇒ 様々な集団が歴史を語る主体となってゆく

差異の強調＝特権・優越化を目指す 権力や秩序に迎合？

前近代日本における歴史叙述

- 中国文化の受容
 - ⇒ 王権が王朝の歴史「正史」を編纂
 - 権力＝歴史を語る主体
- 物語としての歴史
- 名分論による歴史の解釈
- 考証主義的傾向（実証）・史料の編纂
- 様々な集団が、家・村・地域の歴史を語る
 - ⇒ 歴史叙述の主体の拡大

？「近代歴史学」以前

？様々な「我々の歴史」と「自国史」

？「自国史」と「世界史」